

◇ 所得基準額例

所得は、年間収入金額とは異なりますので、ご注意願います。

所得金額を超えていると思われる場合であっても、援助を希望する場合は、必ず申請してください。

世帯の人数・年齢		所得基準額（概算）
2人	親1人、子（就学前児童）	約263万円
3人	両親、子（就学前児童）	約334万円
4人	両親、子2人（就学前児童、3年生）	約389万円
5人	両親、子3人（就学前児童、5年生、9年生）	約459万円
6人	両親、子4人（就学前児童、就学前児童、5年生、7年生）	約487万円

・判定前は、お電話いただいても具体的な基準額は回答できません。家族構成や年齢により金額が異なりますので、目安と考えて下さい。

・所得基準額は、世帯全員の所得額の合計です。（所得額とは給与所得者であれば源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、事業所得者は年間収入額から必要経費を差し引いた金額です。）

・譲渡損失繰越控除制度（一定の住宅用資産を売り、損失が生じた場合、その年の他の所得から控除（損益通算）し、損失が残る場合以後3年間にわたり他の所得から控除（繰越控除）する制度）対象者については、この控除を行う前の金額で所得判定を行います。

・就学援助を申請し否決になった方で、経営している会社の倒産、会社都合による解雇、病気で働けなくなったなど、収入が激減する特段のご事情がある場合は学務課学事係（電話番号：3579-2611）にご相談ください。